

児童育成クラブ利用料・月 700 円の値上げは中止を！

サービス拡充の一方で、「利用者負担増」は子育て支援に逆行

12月11日の教育市民委員会に、次年度からの児童育成クラブのサービス拡充と利用料金値上げが報告されました。サービス拡充は、党市議団としても繰り返し求めてきたことであり、大いに賛成ですが、サービスを拡充するからと、利用者負担を増やすのは、子育てに逆行です。上野みえこ議員は、サービス充実は評価しつつ、利用料金値上げをやめるよう求めました。

開設時間延長・高学年受入れなど、サービス拡充に

開設時間が、現行夕方6時までを7時までに1時間の延長となります。(2021年10月から実施)

受入れは、現行3年生までを小学6年生までに、段階的に引き上げられます。(右表のとおり)

【高学年受入れの実施見通し】

2020年度：碩台、古町、河内、奥古閑、慶徳、銭塘、飽田西、高橋
 2021年度：白川、一新、日吉、力合、泉ヶ丘、小島、城南、若葉、帯山西、西里、杉上
 2022～25年度：順次全クラブへ

求めてきた指導員の処遇改善も前進

現在、会計年度任用職員として月給制・時給制で働く支援員が、希望者は「月給制」の支援員になります。(保険有・賞与支給、年収約167～220万円)

一方で、パート待遇の希望者はそのままの形態で、補助的な支援として勤務できます。



利用料引上げはやめて、負担軽減こそ実施を

利用料が、2021年10月から月額700円値上げの提案です。

月額4,300円が5,000円へ
 夕方7時までの延長には1時間1200円の加算です。

新型コロナ禍で、より生活が厳しいとき、負担増となる料金引き上げはやめるべきです。

政令市3市は、利用料「無料」

政令市の中でも、川崎市・札幌市・広島市の3市は、利用料無料です。子育て支援の立場から、サービスは拡充しても利用者負担は軽減すべきです。

就学援助・生保世帯の減免は現行どおり



【控室から】

「GOTO」一時中止と自殺対策
 なすまどか



菅総理は、12月14日、「GOTOトラベル事業」について、年末年始の一定期間、一時中止とすることを表明しました。遅きに失した対応であり、政府の失政だと言わなければなりません。私は直ちに中止し、観光業や旅行業、飲食業への直接支援をすべきだと思います。同事業をめぐっては、「GOTO」を止めれば経済悪化を招き自殺者を生む」といった議論もありました。しかし、感染拡大により医療崩壊を招き、助かるべき命が失われる事態と天秤にかけることはできません。今、コロナ感染拡大防止に力を集中しながら、「GOTO」一時中止後の事業者や従業員、その家族への最大限の支援を強めるべきだと思います。今議会の一般質問においても、中心市街地飲食店の面的検査、高齢者施設や医療施設への社会的PCR検査の実施とともに、中小企業への直接支援、失業対策、自殺防止対策など取り上げました。財源についても市庁舎建て替え凍結、西回りバイパスなどの大型公共事業の中止を決断するよう求めました。市としてできることは限られるかもしれませんが、命と生業を守ることを最優先に進めるべきです。一日も早く、明日が見通せる社会を迎えられるよう、私も全力を尽くす決意です。



日本共産党 市議会だより
 熊本市中央区手取本町1-1 3階
 発行：日本共産党熊本市議団
 上野みえこ なすまどか

NO. 1216
 2020年12月20日号
 電話 328-2656
 FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
 HP：共産党 熊本市議団

検索

地方自治法に反し、「二元代表制」を壊す大問題 市長が決めた「議員・執行部間の会話録音」、議会への押し付けは撤回を！

「議員との会話はすべて録音」、庁議による異例の決定

11月に議案説明に来た職員から、「今日のやり取りは録音させていただきます」との突然の申出がありました。庁議で「議員と執行部間の会話はすべて録音する」と決まったとのことでした。

総務課の説明では、①議員と執行部の会話はすべて録音する、②そのことは庁議で決めた、③録音の際は録音する旨を議員に伝える、④議案等の説明や執行部からの報告については録音の対象外、⑤11月より録音対応を実施している、⑥実施する理由は議員の不当要求を防止するため

すでに11月から実施されており、約1カ月間何の説明・報告もなく、市長サイドで決めた「会話の録音」を議会に押し付けるという前代未聞、異常・異例のやり方が行われていました。

12月3日、市長に対し撤回を求めるよう、議長へ申入れ

二元代表制のもと、市長の決定を議会に押し付けることはできません。日本共産党市議団として、議長へ以下の点を申し入れました。

- (1) 庁議で決定し、議会に求めた「議員・執行部間の会話録音」という決定は撤回するよう、議会として市長へ求めること
- (2) 理由の「議員の不当要求を防止」について、該当する事実がこの間発生したのか、事実関係を明らかにし、議会へ説明するよう市長に求めること
- (3) 議員の不当要求等への対応については、議会と執行部が情報を共有し、双方協議の上で対応していく仕組みをつくること、そのためにも「熊本市不当要求行為等防止対策会議」には議会の代表も加える
- (4) 執行部が「議会と執行部間の会話録音」を決定し市議会に対応を求めているような事例、また、不当要求に対する取り組みがあるか、全国の事例を議会として調査すること



憲法・地方自治法に定められた「市長と議会の独立・対等」録音押し付けは、「二元代表制」の根幹を揺るがすもの

「地方公共団体の議決機関として議会を設置する」と規定されており、自治体の議会の設置は、憲法第93条に明記されており、設置根拠は憲法に保障されたものとなっています。長には執行権、議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専

行を抑制し、適正で効率的な行財政の運営を確保させる仕組みがつけられています。地方自治体における長と議会が対等平等の関係です。市長側の決定を議会へ押し付けることは、憲法や自治法に反し、「二元代表制」の根幹を揺るがす重大な問題です。

「市長の批判・抑制・監視」は、議会の重要な役割

「執行機関の行財政運営や事務処理等のすべてを適法・適正かつ公平・効率的・民主的になされているか、批判し監視する」というのが、議会の重要な役割です。

今回の録音問題は、市長が議会を従わせる形となっており、「議会は市長を批判・抑制・監視する立場にある」という点に真っ向から反する、市長の暴走と言えます。

議員と執行部の対等な関係こそ、真の信頼関係

議員の不当要求を理由に録音をするとしていますが、何が不当要求なのか、全く明らかにされていません。音声を録音し、むやみにデータ化することは、個人情報の管理上も問題があります。

録音するとなれば、慎重になり、冗談も言えない関係になります。これでは真の信頼関係は築けません。市政発展という共通目標に向かい、信頼に裏打ちされた対等な関係こそ求められます。